

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、長野県知事から、令和5年3月9日付けで包括外部監査人弓場法氏から提出のあった令和4年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

令和6年3月28日

長野県監査委員 増田 隆志
 同 青木 孝子
 同 柄澤 千恵子
 同 依田 明善

- 1 監査の対象となった事件名
 「次代へつなぐ信州農業」に係る財務事務の執行 ～信州農業の付加価値の向上を目指して～
- 2 措置の内容等

項目	区分	記載ページ	監査の結果等（要旨）	措置等の内容
【補助金に係る消費税等の返還】 職員向け手続書の整備の必要性について	意見	68	補助金によって賄われた経費等に係る消費税等について、返還義務の有無や返還金額の計算は複雑であるため、その適正な執行にあたっては、県農政部の職員が、返還の有無の判定や返還された補助金の額が正しいかの検討を行うにあたっての手続書の整備を検討していく必要がある。 県農政部では、部内のマニュアルである「補助事業を正しく進めるために」（令和3年4月 県農政部）の中で、補助事業等における消費税相当額の取扱いについて定めている。しかしながら、この記載のみでは、県農政部職員が補助事業等における消費税相当額について、適切に対応することは困難であると思われる。 複雑な消費税相当額の返還事務を行うには、より詳細な手続書を作成して、県農政部職員に周知することについて検討が必要である。	補助金等交付事務における消費税相当額の取扱いについては、農政部職員が各自適切に対応できるよう、マニュアルを整備してまいります。
【補助金に係る消費税等の返還】 補助事業者向け説明資料の作成について	意見	69	県農政部職員にとっても複雑な補助金に係る消費税相当額の返還事務については、補助事業者にとっても同様に判断が難しい面がある。 そのため、補助事業者にとってわかりやすい説明資料やホームページを整備していくことを検討していく必要がある。	補助金等に係る消費税相当額の返還については、補助事業者が適切に報告できるようフローチャートを用いるなど、わかりやすいマニュアルを整備してまいります。
【補助金に係る消費税等の返還】 インボイス制度導入後の免税事業者等からの仕入に係る経過措置の取扱いについて	意見	70	令和5年10月1日より、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始される。 インボイス制度では、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができない。 しかしながら、インボイス制度開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置がある。 そうなると、補助事業者が補助金で免税事業者等から仕入を行った場合には、経過措置により控除した仕入控除税額についても返還すべき消費税相当額が生じると考えられる。 一方、この経過措置は、免税事業者等が取引から排除されることなどを防止するために設けら	インボイス制度の経過措置に基づき、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入であっても仕入税額相当額の一定割合を控除できるよう、マニュアルを整備してまいります。

項目	区分	記載ページ	監査の結果等（要旨）	措置等の内容
			<p>れた側面があることから、補助事業者が補助金に係る消費税相当額の返還が必要だとすると、当該効果が減殺される恐れがある。</p> <p>したがって、今後、県農政部として、国等の動向も踏まえて、対応を検討しておく必要がある。</p>	
<p>【かんがい排水事業】 県営農業農村整備事業新規地区検討委員会における議事録等の作成について</p>	意見	104	<p>県は、本事業並びに後述する「県営畑地帯総合土地改良事業」及び「経営体育成基盤整備事業」において、新規に事業実施を要望する地区（以下「新規要望地区」という。）に係る調査計画業務の取扱いについて、県営農業農村整備事業新規地区調査計画業務取扱要領を定め、同要領に基づき事業を実施することとしている。</p> <p>同要領の第4第1項においては、県の農政部長が新規要望地区から提出のあった審査依頼書等を検討するものとされ、具体的な検討機関として、県営農業農村整備事業新規地区検討委員会設置要領に基づく県営農業農村整備事業新規地区検討委員会（以下「検討委員会」という。）が設置されている。</p> <p>検討委員会における検討過程については、非公式な文書として、検討結果が記された書面が残されている場合があるが、これら書面を議事録等として作成するルールは設けておらず、出席者の発言や具体的な検討過程等が必ずしも残されているとは言えない状態である。</p> <p>新規要望地区について、検討委員会において適正に検討した根拠として、検討委員会における検討過程、検討結果等を議事録等として書面に残しておくことが望ましい。</p>	<p>検討委員会の開催にあたり、出席者の発言や検討過程、検討結果等について記録を取りまとめ、書面に残すこととしました。</p>
<p>【県営畑地帯総合土地改良事業】 公共事業評価における実効性確保について</p>	意見	108	<p>(1) 事前評価の適時性について</p> <p>今回、監査対象のサンプルとして令和3年度に実施した事業につき、新規事業優先順位評価シートを確認したところ、効率性の視点において評価指標とされる費用対効果分析に関しての評価が、県公共事業評価の前段階における県農政部内での検討・審査（県営農業農村整備事業新規地区検討委員会）の段階では未算定となっていた。</p> <p>実質的には、費用対効果が1.0以上であることは概算により見込まれていると考えられるが、当該評価プロセスの実効的な運用を確保するために、県農政部内での検討段階においても定量的な根拠をもって確認される運用が望ましい。</p> <p>(2) 事後評価の運用について</p> <p>事業の内容及びその事業に対する事後評価結果を、県民に対するアカウンタビリティのために、積極的に情報発信・見える化を行うことが望ましい。</p>	<p>(1) 農政部内での検討・審査（県営農業農村整備事業新規地区検討委員会）の段階においても、可能な限り正確な費用対効果を把握した上で評価を行うよう努めてまいります。</p> <p>(2) 地域振興局のホームページを活用し、事業内容や事業実施後の効果について掲載し情報発信するよう努めてまいります。</p>

監査委員事務局